

○箱根町ひとり親家庭等医療費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援しもって福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、20歳未満で別表第1に定める程度の障害にある者又は20歳未満で別表第2に定める学校に在学している者をいう。

2 この要綱において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母が別表第3に定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

3 前項において、当該児童が児童を監護しない父又は母(別表第3に定める程度の障害の状態にあるときを除く)と生計を同じくしているときは「ひとり親家庭」としない。

4 第2項において、父又は母の配偶者(別表第3に定める程度の障害の状態にあるときを除く)に養育されているときは「ひとり親家庭」としない。

5 この要綱において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を主として維持する者であって、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない第2項の各号に掲げる児童

- 6 この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 この要綱により、医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、箱根町の区域内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものであって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(以下「医療保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が扶養する第2条第2項に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第4、養育者にあつては別表第5の額以上であるとき。この場合において、ひとり親等(父又は母に限る。)の監護する児童が父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、当該費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)については、当該ひとり親等が支払を受けたものとみなして、所得額を計算するものとする。

ア 第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がない者

イ 第2条第2項第7号に該当する児童であつて、かつ父又は母がない者

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第2項第8号に該当する児童であつて、母が死亡した者又は母の生死が明らかでない者

オ 第2条第2項第9号に該当する児童

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生活を同じくする者の前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第6の額以上であるとき

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、器械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては前項の規定を適用しない。

3 第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金(次項において「母子家庭自立支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次項においても同じ。)に係る所得とする。

4 第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数がある

ときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

5 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき、27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(父及び母を除く。)については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(6) 前々年分の所得税につき、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するとされる同法による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第24条に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(医療証の交付申請)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、箱根町長(以下「町長」という。)に申請し、資格を証する医療証(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申請には、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

(2) ひとり親家庭等認定調書(第2号様式)

(3) 世帯の状況を証する書類

(4) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書

(5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号までの書類の添付を省略することができる。

4 町長は、第1項の規定により申請があった場合において、第3条に規定する対象者を決定したときは、医療証を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書(第4号様式)により通知する。

(医療証の有効期間)

第6条 医療証の有効期間は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第7条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第8条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書(第5号様式)により町長に医療証の再交付を申請することができる。

(医療費の助成)

第9条 町長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費(診療報酬の額の算定方法によって算定された額又は当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額を超える額は除く。)のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る医療保険各法による世帯主若しくは被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(助成の方法)

第10条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(1) 医療保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給さ

れたとき

(2) 前号に定める場合のほか、町長が特別に必要があると認めたとき

- 3 前項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書(様式第6号)により町長に申請しなければならない。
- 4 前項の申請には、第2項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、町が国民健康保険法による保険者として対象に係る療養費を支給する場合における申請についてはこの限りではない。

(届出義務)

第11条 ひとり親等は、第5条の規定により、申請した事項に変更が生じたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更(消滅)通知書(第7号様式)により、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に現況について、毎年、現況届を町長に提出しなければならない、ただし、児童扶養手当法による児童扶養手当受給者が継続して手当を受給する場合における現況届についてはこの限りではない。

(受給資格消滅の通知)

第12条 町長は、対象者が第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書(第8号様式)により、通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りではない。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 対象者は、医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(添付書類の省略)

第15条 町長は、この要綱により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この要綱は、平成4年2月1日から施行し、第9条、第10条、第13条及び第14条の規定は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請及び更新について適用し、施行日以前に行われた申請で施行日においてその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年12月31日までは、別表第2第1項を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程を含む。(同法第54条第1項に規定する通信課程並びに同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科を除く。)」とし、様式は従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第1号様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1(第2条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの

- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2(第2条関係)

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程(同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 2 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- 3 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 4 学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第3(第2条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第4(第4条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表第5(第4条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額

0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)600,000円を加算した額)

別表第6(第4条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)600,000円を加算した額)

第1号様式 (第5条・第11条関係)



ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証交付申請書 (現況届) 兼受給者台帳

(表)

①申請者	氏名 (ふりがな)		性別		生年月日		出生年月日	
	個人番号		住所		電話		職業	
	勤務先所在地		勤務先		電話		生活保護受給状況	
	生活保護受給状況		児童扶養手当の受給状況		受給(年月日から)・非受給		受給(年月日から)・非受給	
②ひとり親家庭等となった理由	ア (父、母) 死亡		イ 離婚		ウ (父、母) 障害		エ (父、母) 生死不明	
	オ (父、母) 遺棄		カ (父、母) 拘禁		キ 未婚の母で父がいない		ク その他	
	ク その他		コ その他		ク その他		コ その他	
	ク その他		コ その他		ク その他		コ その他	
③家族状況	氏名 (生年月日)	個人番号	続柄	同居別居の別	監護又は養育を始めた年月日	障害者医療の助成の有無	*対象(受給者番号)非対象の別	
	()	()	申請者本人	男女		有無	(非対象)	
	()	()	同居別居	同居別居		有無	(非対象)	
	()	()	同居別居	同居別居		有無	(非対象)	
④が見える障害と書き	氏名	障害名	*障害確認の内容		*⑨所得限度額		*⑩確認方法	
			確認書類	手帳等の番号	等級	発行者	世帯の状況を証する書類	[添付] 児童扶養手当証書 公簿確認
							住民票記載事項証明書	[添付] 児童扶養手当証書 公簿確認
							所得証明書	[添付] 児童扶養手当証書 公簿確認
⑤歳見届後が在18学	氏名	学校名	学校種別	課程	学年	*在学証明	医療証の交付を申請します。現況を届出します。	
							上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の	
							医療証の交付を申請します。現況を届出します。	
							医療証の交付を申請します。現況を届出します。	

(注意) 1. *の欄は記入しないでください。 2. 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏)

〔記入上の注意〕

1 ①の欄

(1)「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。現住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。

(2)「生活保護・児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

児童が18歳に達した年の年度末以後も高等学校等に在学する場合、氏名と学校の内容を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、組合は組合管掌健康保険、「協会けんぽ」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合の略です。

7 ⑧の欄

事実上婚姻関係にある配偶者を含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときには、その人の数を()内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童(障害者又は高等学校等に在学する場合は20歳未満の者)をいいます。

11 ⑫の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

12 ⑬の欄

⑩の欄の控除対象配偶者、扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を記入してください。

13 ⑭の欄

該当者が地方税法に定める障害者、特別障害者、寡婦(申請者が母である場合を除く。)若しくは寡夫(申請者が父である場合を除く。)又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。

14 ⑮の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けているときの控除額等を記入する欄です。

15 この申請書(現況届)に添えていただく書類は次のとおりです。

- (1) あなたと児童の健康保険証
- (2) 世帯の状況を証する書類
- (3) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書(続柄表示のあるもの)
- (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市区町村長の所得証明書
- (5) 認定調書
- (6) ④記入の場合確認書類、⑤記入の場合在学証明書
- (7) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記②～⑥の書類は必要ありません。)
- 16 この申請書(現況届)についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

第2号様式（第5条関係）

① ひとり親家庭等認定調書

（申請書②の欄ア死亡に該当する場合）

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

箱根町長 様

住 所

氏 名

②

第2号様式（第5条関係）

① ひとり親家庭等認定調書

（申請書②の欄イ離婚に該当する場合）

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

箱根町長 様

住所

氏名

④

第2号様式（第5条関係）

㊦ ひとり親家庭等認定調書

（申請書②の欄ウ障害に該当する場合）

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
確 認 方 法	確 認 書 類	
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
その他参考事項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない （理 由） 3 現在休職中 （休職期間）
日 常 生 活 状 況	1 介 護 状 況（常時監護が必要・その他） 2 身辺処理状況（手助けが必要・その他）
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

箱根町長 様

住 所

氏 名

㊦

第2号様式（第5条関係）

① ひとり親家庭等認定調書
（申請書②の欄エ生死不明に該当する場合）

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

箱根町長 様

住 所

氏 名

④

第2号様式（第5条関係）

① ひとり親家庭等認定調書
（申請書②の欄オ遺棄に該当する場合）

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父（母） 2 義父（母） 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父または母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有（頻度）
仕送り	1 無 2 有 定期的 月 円 時々 1回 円 年 月までありその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有（年 月 警察署届出）
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母のサラ金業者からの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有（抹消予定 年 月 日）
生計維持方法	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
箱根町長 様

住所
氏名

①

第2号様式（第5条関係）

㊦ ひとり親家庭等認定調書

（申請書②の欄カ拘禁に該当する場合）

拘禁されている児童 の父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

箱根町長 様

住 所

氏 名

㊦

第2号様式（第5条関係）

① ひとり親家庭等認定調書

（申請書②の欄キ未婚の母で父がないに該当する場合）

父の状況	1 不明 （理由） 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を 気遣う電話、 手紙等	1 有 （1）時々有り（月 回ぐらい） （2） 年 月まで有りその後無し 2 無
子供の安否を 気遣う訪問	1 有 （1）時々有り（月 回ぐらい） （2） 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 （1）定期的に有り（月 万円） （2）時々有り （月 万円） （3） 年 月まで有りその後無し 2 無
認知の予定	1 有 （ 年 月頃） 2 無 （理由）
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

箱根町長 様

住 所

氏 名

①

第2号様式（第5条関係）

① ひとり親家庭等認定調書
（申請書②の欄ケ父母死亡及び
コその他に該当する養育者の場合）

児童の父の状況	1 死亡（ 年 月 日死亡） 2 その他
児童の母の状況	1 死亡（ 年 月 日死亡） 2 その他
その他参考事項	


上記のとおり相違ありません。

年 月 日
箱根町長 様

住 所
氏 名

②

第3号様式（第5条関係）
（第1面）

 福 祉 医 療 証	
住 所	
氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
一部負担金	入 院 1日につき 0円 入院外 受診等1回につき 0円 調 剤 0円
次の受給者は、箱根町ひとり親家庭等医療費助成要綱により 医療費の一部を箱根町が助成するものであることを証明する。 <div style="text-align: center;"> 神奈川県足柄下郡 箱 根 町 長 </div>	
交付年月日	年 月 日

※一部負担金を徴収しない場合、0円と記載しています。

（第2面）

受給者番号・氏名								備 考	
負担者番号	8	5	1	4	0	6	1	4	
受給者番号									
負担者番号	8	5	1	4	0	6	1	4	
受給者番号									
負担者番号	8	5	1	4	0	6	1	4	
受給者番号									

(第3面)

受給者番号・氏名						備考		
負担者番号	8	5	1	4	0	6	1	4
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	6	1	4
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	6	1	4
受給者番号								

(第3面の裏)

ご注意

- この証は、健康保険の自己負担分を助成する証ですから、大切にしてください。
- 健康保険の対象外の費用は、本制度の対象ではありません。
- この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口で提出してください。
- この証は、県内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。ただし、他の公費医療の適用がある場合及び県外の病院等では使えませんので、健康保険の自己負担分を病院等で支払ったうえ、その領収書等を添付して、下記の窓口で医療費の支給を申請してください。
- 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 氏名、住所、健康保険などに変更があったときは、下記の窓口でこの証を添えて届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先 神奈川県足柄下郡箱根町
福祉部子育て支援課子育て推進係
電話 0460 (85) 9595 (直通)

第4号様式（第5条関係）

ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証交付申請却下決定通知書

箱 第 号
年 月 日

様

箱根町長 

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成事業の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

なお、この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に箱根町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に箱根町を被告として（訴訟において箱根町を代表する者は箱根町長となります。）提起することができます。

第5号様式（第8条関係）

㊦ ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証再交付申請書

年 月 日

箱根町長 様

住所

氏名

㊦

下記の理由により、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療証の再交付を申請
します。

医療証番号

負担者番号							
受給者番号							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他
(具体的に書いてください)

第6号様式（第10条関係）



ひとり親家庭等医療費助成事業
医療助成費支給申請書

支給決定額 * 円

負担者番号	8	5	1	4	0	6	1	4	世帯主組合員 又は 被保険者氏名	
受給者番号										
保険の種類	1 国保 4 日雇	2 組合 5 船員	3 協会けんぽ 6 共済	被保険者証 記号・番号						
保険者名	符号			名称						
対象者氏名					生年月日	年 月 日				
申請の種類	1. 一般 5. 移送		2. 歯科 6. 補装具		3. 薬剤 7. その他		4. 看護			
入院・入院外の別	1. 入院				2. 入院外					
診療を受けた期間	年 月 日				～ 年 月 日					
医療費総額										円
支給申請額										円
病院等の名称 所在地	名称 所在地									
申請の理由 (詳細に記入)										
支給額は、下記の口座にお振り込み下さい。										
振込先 金融機関	銀行 本店				1 普通	口座番号				
	信用金庫 支店				2 当座	口座名義				
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療費助成費の支給を申請します。										
箱根町長 様				住所			年 月 日			
				電話番号						
				氏名			㊟			

- (備考)
- *印欄は記入しないでください。
 - 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。
 - 領収書を添えて申請してください。
- なお、保険で附加給付のある場合は申し出てください。

第8号様式（第12条関係）

ひとり親家庭等医療費助成事業
受給資格消滅通知書

箱 第 号
年 月 日

様

箱根町長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格が、消滅しましたので通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

なお、この処分不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に箱根町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に箱根町を被告として（訴訟において箱根町を代表する者は箱根町長となります。）提起することができます。

第1号様式(第5条・第11条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第8条関係)

第6号様式(第10条関係)

第7号様式(第11条関係)

第8号様式(第12条関係)